

01 テレワーク導入支援補助金

テレワークの新規導入または継続活用するための費用へ補助金を支給いたします。

補助対象者 市内に事業所がある中小事業者かつ
テレワーク導入に係る国の助成金※1の支給決定を受けた事業者

対象期間 令和2年2月17日から令和3年3月31日

申請期限 令和3年3月31日まで

テレワーク導入にかかる費用の一部を負担いたします。

補助内容

国の助成金※1に
準ずる補助額

1/4
(上限100万円)

国の助成金※1と併用する事で
費用のほとんどを補う事ができます。
(活用例参照)

国の助成対象外端末の
費用補助額

3/4
(上限50万円)

国の助成金※1において補助対象外である
シンクライアント端末以外の
テレワーク用通信機器の購入費用を
平塚市が補助いたします。

※次に該当する者は補助対象外となります[市税の滞納のある者・暴力団排除条例に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者・性風俗関連特殊営業を行う者]

国の補助内容※1

補助対象者 ・労働者災害補償保険の適用事業主であること
・テレワークを新規で導入または継続して活用する事業主であること

支給対象となる取組

- ・テレワーク用通信機器(PC・スマホ等除く)の導入、運用
- ・就業規則・労使協定等の作成、変更
- ・労務管理者・労働者に対する研修、労働者への周知・啓発
- ・外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

シンクライアント以外の
パソコン、タブレット、
スマートフォンの購入費用は
対象になりません。

補助内容

成果目標の達成状況により異なる

達成 **3/4** 一人当たりの上限額 **40万円** / 一企業当たりの上限額 **300万円**

未達成 **1/2** 一人当たりの上限額 **20万円** / 一企業当たりの上限額 **200万円**

目標未達成であっても1/2は
補助を受けることができます。
(詳しくは厚労省のHPをご覧ください。)

活用例 国の助成金※1と併用し、平塚市から1/4の補助金を受ける

〈400万円のテレワーク機器を導入し、対象者が10人の場合〉

活用例

国の助成金
300万円(400万円の3/4)

平塚市の補助金
100万円(400万円の1/4)

通常かかる
費用

400万円

国の助成金※1と併用することで
上限以下の場合、

**自己負担ゼロで
導入が可能です**

※成果目標の達成状況により
国からの支給額はかわります。